

相 談 事 例

ID：01-02-025

相談タイトル

契約解除した場合の違約金について

Q：ご相談内容

建物工事請負契約をし、その後契約解除の話を持ちかけたところ、業者から請求書が届き、手付金500万円のうち違約金として320万円を請求してきました。工事は全く行われていません。どのように対応したらよいのでしょうか。

A：回答

なぜ320万円になるかを業者に確認してください。契約約款に記載されている等何らかの根拠があつての金額かと思いますが、消費者契約法にある、事業者が生じる平均的な損害を超えている場合、その約款の規定は無効となる可能性があります。いずれにしても320万円になる根拠の説明を求めてください。